

## 令和6年度 指導監査実施方針

### 【障害児施設(障害児入所施設、児童発達支援センター)】

#### 横浜市こども青少年局監査課

指導監査は、児童福祉施設の適正な運営を担保するため、児童福祉法等の関係法令及び横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等に基づき実施しますが、指導監査を効率的かつ効果的に行うため、今年度は下記に定める重点事項を中心に実施します。

あわせて、前回監査での指摘事項の改善状況を確認し、改善が図られていない場合は継続的に是正指導を行い、改善の徹底を図ります。また、施設の運営について、重大な法令違反等の問題が発生した場合等は必要に応じて特別指導監査等を実施します。

#### 【重点事項】

##### 1 適正な施設・事業運営の確保

- (1) 児童の安全確保を図るため、安全計画を策定し、当該計画に基づく取組みを実施しているか。また、児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の所在を確実に把握しているか。
- (2) 事故発生時には原因究明を十分行い、職員間で共有し事故の再発防止策を講じているか。また、同様な事故が繰り返し発生していないか。
- (3) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止を図るため、必要な措置（指針の整備、委員会の開催、職員に対する研修や訓練の実施）を講じているか。
- (4) 非常災害に備え、非常災害対策計画の内容や関係機関への通報・連絡体制について、定期的に職員あて周知しているか。また、避難訓練及び消火訓練については、各々少なくとも毎月1回以上実施しているか。
- (5) 配置基準を満たした適切かつ安全な支援を行うため、職員（児童指導員等）配置は適正であるか。

##### 2 適切な支援の提供

- (1) 児童一人ひとりの意思及び人格を尊重して、児童の人権に十分配慮した支援の提供に努めているか。また、日々の支援を職場全体として振り返る体制を整えたり、計画的に研修をしたりするなど、不適切な支援の提供を未然に防止するため、組織的に取り組んでいるか。
- (2) 緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはいないか。また、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、必要な事項を記録しているか。
- (3) 児童の保護者及び児童の意向、児童の適性、児童の障害の特性その他の事情を踏まえたその児童に対して必要な支援計画が適切に作成され、計画に基づいた支援が提供されているか。また、その効果についての継続的な評価の実施などにより、適切かつ効果的な支援の提供を図っているか。
- (4) 児童の処遇の状況を明らかにする帳簿、提供したサービスの記録を整備しているか。
- (5) 給食の献立は、変化に富み、児童の健全な発育に必要な栄養量を含有し、かつ身体的状況及び嗜好を考慮したものになっているか。
- (6) 食中毒を未然に防ぐために、調理従事者の衛生管理、食器・調理器具などの洗浄・消毒、食品の適正な温度管理など衛生管理に努めているか。
- (7) 児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めているか。

### 3 適正な会計処理の実施

- (1) 会計に関する諸記録や財産及び収支の状況を明らかにする帳簿を整備しているか。また、経費の支出が、適正な証ひょう書類に基づき、施設運営に要する適切な用途に対するものとなっているか。
- (2) 障害児入所施設については、措置費を原資とした、同一法人内における各サービス区分、各拠点区分及び各事業区分への資金貸借が、年度内に清算されているか。また、同一法人内における各サービス区分、各拠点区分及び各事業区分以外への貸付を行っていないか。
- (3) 障害児入所施設については、措置費、前期末支払資金残高、積立資産・積立金の弾力運用を行う場合は、その要件を満たし、限度額を超えていないか。
- (4) 障害児入所施設については、当期末支払資金残高は、当該年度の措置費収入の30%以下の保有となっているか。
- (5) 指定福祉型障害児入所施設及び指定児童発達支援事業所については、事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。